

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 8月12日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	補助ボイラー(B)右側水面計中段の照明において、照明器具本体の不良と思われる消灯が認められたため、当該照明器具を点検・修理。なお、左側にある水面計にて液位の確認が可能であるため、補助ボイラー(B)の運転監視に影響なし。	対象外	
2	その他	免震重要棟設備機械室(1階)の自動火災感知器5個中の1個において、故障(煙検知器の不良)が認められたため、当該感知器を交換。なお、当該感知器は取り外し、残りの4個で監視できるよう応急処置済み。	G III	